

## セーフティネット保証3号の認定を受けられる方 (突発的災害: 事故等)

### 【セーフティネット3号】

突発的災害(事故等)の発生に起因して売上高が減少している中小企業者を支援するための措置です。

### 【認定の条件】

本店の所在地(個人事業主の方は主たる事業所)が葛飾区にある中小企業者で次のいずれにも該当する方。

- (1) 指定地域内において、特定の業種に属する事業を1年以上継続して行っていること。
- (2) 突発的災害(事故等)の影響を受けた後、最近1か月の売上高等(注1)が前年同月比マイナス20%以上であり、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上見込まれること。  
(注1) 売上高等とは、売上高、販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高)をいう。

### 【必要書類】

- ① 認定書 1部(テクノプラザかつしか 経営支援係窓口にあります。)
- ② 登記簿謄本 1通(法人のみ必要、発行日から3か月以内のもの)
- ③ 決算書類一式 または 確定申告書 2期分
- ④ 売上の減少がわかるもの(売上台帳・試算表等) 注) 申告書(決算書)の月別売上は使用できません。

### 【認定の面接予約】

認定を受けるには、経営相談室の面接が必要です(事前予約制)。

場所: 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか 1階

### 【予約・お問い合わせ先】

産業観光部 産業経済課 経営支援係 電話: 03-3838-5556

平日の午前8時30分～午後5時まで

様式第3

中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

葛 飾 区 長 あて

(申請者)

住 所

名 称

代表者氏名

私は、業を営んでいるが、(注1)の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(注1)「災害その他突発的に生じた事由」を入れる。

記

1. 事業開始年月日 年 月 日

2. 売上高等

(イ)最近1か月間の売上高等  $\frac{B - A}{B} \times 100$  減少率 % (実績)

A : 災害等の発生における最近1か月の売上高等 円

B : Aの期間に対応する前年1か月の売上高等 円

(ロ)最近3か月間の売上高等の実績見込み 減少率 % (実績見込み)

$\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100$

C : Aの期間後2か月間の見込み売上高等(注2) 円

(注2)見込み売上高等には、実績を記入することができる。

D : Cの期間に対応する前年2か月間の売上高等 円

3. 売上高等が減少し、または減少すると見込まれる理由

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認 定 第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

葛飾区長 青木 克徳

(本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで)